

感対第162-9号
令和7年5月28日

各保健所長 様

埼玉県保健医療部長 繩田 敬子
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等に係る取扱いについて

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症患者に対する医療費公費支援（いわゆる28公費）の適用ですが、検査・外来・（旧）入院医療費については令和5年5月7日、治療薬・（新）入院医療費については令和6年3月31日をもって終了したことは御承知いただいていることと存じます。

多くの医療機関におかれましては、既に28公費に関するレセプト請求を終えていることと思われますが、現在も一部医療機関からの請求又は審査が続いているところです。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を財源とする、外来(28110609)・治療薬(28110807)・（新）入院医療費(28110708)の埼玉県への請求については、令和7年3月27日の通知にて、令和7年度の取扱いとして、新規請求については県に相談すること及び再審査請求については請求を受け付けることを周知したところです。

一方、今般、厚生労働省より別添のとおり公費支援に関する請求の取扱いについて事務連絡がありました。

当面の間、審査支払機関に提出された全ての請求（再審査請求を含む）について、医療機関へ返戻又は保留するよう審査支払機関に依頼する内容となっております。

県といたしましても、国による当面の取扱いに基づき対応することといたしますので、管内の埼玉県医師会非会員医療機関への周知のほどよろしくお願ひいたします。

なお、検査（28110500他）・（旧）入院医療費（28110005他）につきましては、当該厚生労働省の事務連絡の取扱いには該当いたしません。引き続き速やかな請求をお願いいたします。

担当：感染症対策課 総務・補助金担当
電話：048-830-7500
Email：a7500-14@pref.saitama.lg.jp

(別紙)

事務連絡
令和7年5月21日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等に係る取扱いについて

平素より、感染症対策等にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）（以下「交付金」）による新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援については、「新型コロナウイルス感染症患者等に係る公費支援の対応終了について」（令和7年3月31日厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡。以下「令和7年3月31日事務連絡」という。）により、令和7年2月10日までにやむを得ず請求できなかった金額について、令和7年5月末までを事業完了予定日として交付金の事故繰越による対応を行うこと、事故繰越による対応をもって交付金が終了することに伴い、公費支援は令和7年3月診療分（4月請求分）の請求をもって終了することをお知らせしたところです。

今般、下記のとおり、令和7年4月診療分（5月請求分）以降に係る取扱いについて改めて周知するとともに、令和7年3月診療分（4月請求分）までの請求に係る再審査請求の取扱いについて連絡しますので、各都道府県におかれましては、管内医療機関及び薬局に対しその旨を周知いただくようよろしくお願ひいたします。

記

1. 令和7年4月診療分（5月請求分）以降の請求について（再周知）

令和7年3月31日事務連絡のとおり、交付金による新型コロナウイルス感染症患者等に係る公費支援については、令和7年3月診療分（4月請求分）の請求をもって終了しているため、社会保険診療報酬支払基金及び公益社団法人国民健康保険中央会（以下「審査支払機関」という。）は、令和7年4

(別紙)

月診療分（5月請求分）以降に係る医療機関及び薬局からの請求は受け付けないこととなりますので、管内医療機関及び薬局へ周知いただくようお願いいたします。

2. 令和7年3月診療分（4月請求分）までの請求に係る再審査請求について
医療機関及び薬局からの請求のうち、令和7年3月診療分（4月請求分）
までの請求に係る再審査請求に対する公費支援のあり方について、現在、厚
生労働省においてその取扱いを検討しています。

このため、別紙「新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等に係る取
扱いについて」（令和7年5月21日厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策
部感染症対策課事務連絡）のとおり、厚生労働省から審査支払機関に対し、
再審査請求の取扱いを整理するまでの間、審査支払機関において医療機関及
び薬局からの請求を受け付けた場合、再審査請求を含めた全ての請求につい
て医療機関及び薬局に返戻又は審査支払機関において保留することを依頼し
ていますので、その旨御了知の上、管内医療機関及び薬局へ周知いただくよ
うお願いいたします。

【照会先】

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策課
新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）担当

メール : ncov-koufukin@mhlw.go.jp